



認 定 書

一般社団法人 宮崎県タクシー協会
会長 吉本 悟朗 殿

平成27年8月21日付けで貴殿より認定申請のあった講習については、タクシー業務適正化特別措置法施行規則第3条の2第1項及び第14条の2に規定する講習として認定する。

単位地域の名称	認定する科目
宮崎県地域	法令 安全 接遇 地理

平成27年10月 1日

九州運輸局長 竹田 浩三

